

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 木曾川用水管理所産業廃棄物収集運搬処分業務
- 2 施 行 場 所 愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 木曾川用水総合管理所
- 3 工 期 契約締結の翌日から令和6年3月27日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令 和 6 年 3 月 1 日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5) 質 問 書 令 和 6 年 2 月 22 日 12:00 まで
※質問の回答については、令和6年2月27日までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和6年3月1日 16:00 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

木曾川用水管理所産業廃棄物収集運搬処分業務

仕様書

令和6年2月

独立行政法人水資源機構

木曾川用水総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、「木曾川用水管理所産業廃棄物収集運搬処分業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 用語の定義

この仕様書で定義されている担当職員とは一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、または受注者が作成した書類の受理及び承諾を行い、また、工程の確認、立会の実施を行う者をいう。

第3節 概要

1. 概要

本業務は、木曾川用水総合管理所が保管している産業廃棄物について、関連法令等を遵守し適正に収集・運搬・処分するものである。

・産業廃棄物の収集運搬処理 1式

2. 業務場所

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 木曾川用水総合管理所

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月27日まで

第4節 業務数量

対象の産業廃棄物については別表－1及び別添写真のとおりである。

第5節 担当職員

本業務の担当職員は、木曾川用水管理所の設備課職員とする。

第6節 提出書類等

提出書類名	部数	提出期限	摘要
業務計画書	1部	着手後速やかに	業務工程表、収集運搬業者情報、搬出先情報が確認できる資料
再生資源利用〔促進〕計画書	1部	搬出前	紙媒体及び電子データを提出するものとする
再生資源利用〔促進〕実施書	1部	搬出後	紙媒体及び電子データを提出するものとする
処理報告書	1部	処理終了後速やかに	収集運搬、処理したことが証明できる書類等、業務写真

再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を以下の国土交通省HP掲載の「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第7節 提示書類等

受注者は、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに担当職員に提示するものとする。

第8節 関係法令遵守

本業務の履行に当たっては、次の関係法令等遵守するものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. その他関係法令

第9節 収集運搬

1. 収集場所（保管場所）

愛知県稲沢市祖父江町馬飼寺東26-1 木曾川用水総合管理所

2. 収集概要

収集は、別表－1及び別添写真に示す産業廃棄物について、保管場所の建屋内から搬出を行うものとする。

3. 運搬

運搬は、廃棄物処理法に基づき認定を受けた収集運搬業者により運搬するものとする。

第10節 処理

廃棄物処理法に基づき認定を受けた処分場にて適正に処理するものとする。

第11節 疑義

受注者は、本仕様書に明記されていない事項または内容に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

処分対象一覧表

番号	品名	数量		参考事項
		単位	数量	
1	産業廃棄物（混合）	式	1	
2	産業廃棄物（ギア油）	本	9	
3	産業廃棄物（廃油）1斗缶	本	7	
4	産業廃棄物（廃油）ポリ容器	本	5	
5	産業廃棄物（廃油）缶 中～小	本	20	
6	消火器（中）	本	15	
7	廃アルカリ（6kg×12個）洗剤	kg	72	
8	廃バッテリー（腐食性産廃）	kg	40	特別管理産業廃棄物

保管状況写真



保管建屋（車庫）

.....

.....

.....

.....

.....

.....



保管状況（正面）

※自転車は本業務対象外

.....

.....

.....

.....

.....

.....



保管状況（背面）

※自転車は本業務対象外

.....

.....

.....

.....

.....

.....



高圧真空切替開閉器

.....

.....

.....

.....

.....

.....

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和6年2月16日に交付された(件名:木曾川用水管理所産業廃棄物収集運搬処分業務)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。